



ハラスメント防止管理職 研修会を行いました。

背景

2022年4月より労働施策総合推進法（パワハラ防止法）に則りパワハラ防止対策が義務付けられます。これを受け、管理職に対しハラスメントに対する知識、ハラスメントがある事で職場に起こり得る悪影響などを改めて再認識して頂くため、本年3月23日に当社の顧問社労士「土屋社会保険労務士事務所 土屋寿美代 特定社労士」を講師にお招きして

職場のハラスメントと対策

～ ハラスメントのない職場をめざして ～
と題し、管理職研修会を開催致しました。



参加者

参加者は むさしの生コン 役員・管理職と三多摩トランスポートの管理職 計12名が参加しました。

講習の内容

土屋講師のお手製テキストを用いて、前半は「代表的なハラスメントの定義」「LGBTに関する差別的言動の注意」「パワハラの類型」「パワハラ？・業務指導？（線引きの認識）」の講習をしていただき、後半はパワハラを中心に質疑応答による対話形式の講習を行って頂きました。

質疑応答の際、土屋講師より

「ハラスメント防止」に最も重要なのは「上司と部下」の信頼関係の構築である。その為に一方的(価値観や考えの押し付け)ではなく、良好な双方向のコミュニケーションを増やしましょう。

相手から一方的な言動をされると、人は誰でも不快に感じるものです。

なぜなら、自分が尊重されていないと感じるからです。

強い言動、一方的な言動は「正しい事」であっても不快な感情だけが残りに、内容は心に届きません。

業務でつい部下の方に強く指導したくなる時もあるかと思います。その時は「6秒間深呼吸」して冷静さを取り戻して「その人に合った指導」してあげてください。

今後

定期的に有識者を講師に招き「人材マネジメント」「コンプライアンス遵守」等、管理職を対象とした種々の研修会を開催する予定です。